

学校いじめ防止基本方針

中泊町立中里中学校

「学校いじめ防止基本方針」

中泊町立中里中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題である。また、近年のいじめは、携帯電話、スマートフォンやパソコンなどの情報機器の介在により一層見えにくい状況になっている。私たち教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりえるものであること、また、誰もが被害者にも、加害者にもなる得る可能性があることを十分認識する必要がある。

そこで、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の意識を高めるとともに、いじめやいじめに発展する可能性のある行為の早期発見に努め、組織的に指導、適切な対応することを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

本校では、「自立して生きる力 共に生きる力」の教育目標に基づき、生徒が安心して学びあえる「安全で安心な学校」、嫌がらせやいじめ等がなく、自己の存在感や所属感を味わえる「仲間がいる学校」づくりに努めている。そのため、全生徒に安全を保障し、安心して学習や諸活動に取り組むことができるように、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知していく。また、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

① 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返される
- ・意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- ・わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 基本的な方針

- ① いじめの未然防止のための対策を講じ、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ② いじめは絶対許さない。という風土づくりに努める。
- ③ いじめが発生した場合は、組織的に適切かつ迅速に対処する。
- ④ いじめられている生徒を徹底して守り通す。

4 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成メンバー

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、ハートフルリーダー
(必要に応じて) 養護教諭、関係教職員及びスクールカウンセラー

(3) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 各取組の有効性のチェック
- ⑧ いじめ防止基本方針の見直し

(4) いじめ対策委員会における迅速な確認、対処

- ① 調査方針、指導方法について決定
- ② いじめの事実確認調査
- ③ いじめの被害生徒を徹底して守り通すための継続的な観察・見守りの取組
- ④ いじめを受けた生徒の気持ちを理解させる指導
- ⑤ いじめの加害生徒及び「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導
- ⑥ いじめの被害者、加害者の保護者への対応
- ⑦ 全体への指導、継続指導、経過観察 など

(5) 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

5 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめに関する生徒の意識高揚のための指導

ア 生徒会が中心となりいじめをなくすための「いじめ4つの約束」の内容を検討し、全校生徒によってそれを確認して「ノーいじめ宣誓式」を行い、生徒自らのいじめ防止のための啓発活動を推進する。

イ 「ノーいじめ宣言」を受けて、生徒会のいじめ防止のための自主的な活動を促進のための指導を行うとともに、生徒の理解と自覚を深めるための学級活動及び道徳の時間の指導を行う。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、地域住民及び関係機関・専門機関と連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒の自主的な活動の支援を行う。

② いじめの早期発見・早期対応のための取組

日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。

- ・生徒対象のいじめアンケート調査（毎月1回）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（1学期、2学期）
- ・教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取り調査 年2回（6月・11月）

イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談機会の整備を行う。

- ・定期相談……学級担任及び全教職員で年2回教育相談を行う。
- ・自発相談……生徒自ら相談を申し込む。
- ・委託相談……学級担任が他の教師、相談員等に相談を委託する。
- ・呼びかけ相談……悩みを抱えている生徒に対し、呼びかけて相談する。
- ・こころの箱……校長に手紙で相談する。
- ・スクールカウンセラーとの連携を図る。

(2) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- ① いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、すみやかに事実の有無の確認を行い、対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- ③ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任・生徒指導主事に報告し、対応についていじめ防止対策委員会で検討する。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑥ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) インターネットやスマホ等を通じて行われるいじめに対する対策

- ① インターネットやスマホ等を通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるように、生徒及び保護者を対象として情報モラル教育及び研修会等を行う。
- ② ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ③ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署や関係機関と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

重大事態とはいじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合など）余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

例えば

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

などが該当する。

① 重大事態の発生

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

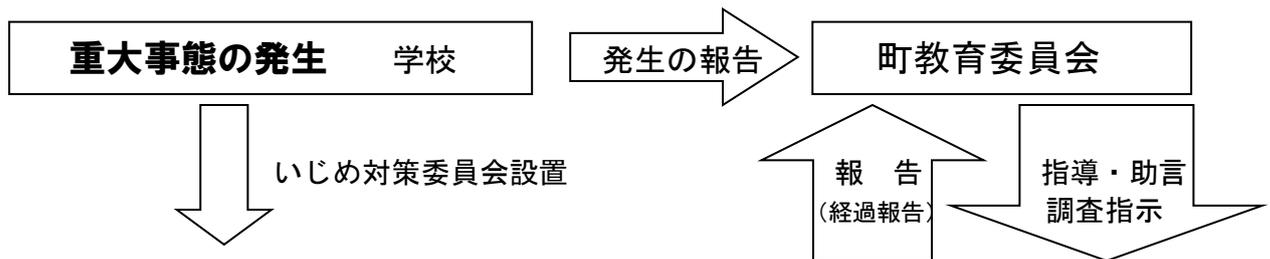
(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

6 重大事態の発生時の指導体制

教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置。



いじめ対策委員会

町教育委員会指導・助言のもと、対応にあたる

- 構成メンバー ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、ハートフルリーダー
(必要に応じて) 養護教諭、関係教職員及びスクールカウンセラー

調査主体が学校の場合

○ 調 査

- ・ 調査方針、指導方法について決定
- ・ いじめの事実確認調査
- ・ 情報の収集、記録 (時系列で)
- ・ 情報の整理、分析

○ 情報提供

- ・ いじめの被害を受けた生徒、保護者に対して適切な説明及び情報提供
(経過報告も含め、学校にとって不利な情報でも隠さず、丁寧な説明と情報提供)

○ 報 告

- ・ 教育委員会への報告

○ 対応・措置

- ・ 調査方針、指導方法について決定
- ・ マスコミ等メディアへの対応の一本化
(校長または教頭)
- ・ 全体への指導及び心のケア
- ・ いじめの被害生徒及び保護者への対応
- ・ いじめ加害生徒及び保護者への対応
- ・ 全体の保護者への説明 (臨時保護者会の開催等)と協力依頼
- ・ 継続指導、経過観察 (継続的な観察・見守り)
- ・ 事態収束の判断

調査主体が教育委員会の場合

町教育委員会の指示のもと、事実及び資料の提供など調査に協力する。

(学校にとって不利な情報でも隠さず、情報提供に努める。)